

市民税	標準額(④)	
	税額控除額(⑤)	
	所得割額(⑥)	
	均等割額(⑦)	
県民税	標準額(④)	
	税額控除額(⑤)	
	所得割額(⑥)	
	均等割額(⑦)	
	森林環境税(⑧)	
	特別徴収税額(⑨)	
控除不足額(⑩)		
既充当・既支給額(⑪)		
既納付額(⑫)		
割補額(⑬-⑫-⑪)		
変更前税額(⑯)		
増減額(⑯-⑯)		

受給者番号	氏名	指定番号
住所 (1月1日現在)		宛名番号
あなたの特別融資取扱いを左欄のとおり決定(変更)したので、地方開拓会第41号、第319号及び第321号の4(第321号のもの)の規定によって通知します。また、この通知書の 有効期間に不満がある場合は、この通知書を手取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に千葉市民に対して書面請求をすることができます。この特別融資取扱いの決定の取消しを 決める訴えは、前記の書面請求に係る訴訟の原告を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に千葉市を被告として「千葉市農耕振興の訴訟」となります。提起することができます。 なお、適合の取扱いの訴えは、前記の書面請求に対する訴訟を終了後でなければ提起することができます。①前記請求があった日から3ヶ月を経過しても原告がないとき、原告の 身分、原告の住所又は請求の履行により生ずる争いがないとき		

サンプル

控除不足額 〇〇〇〇〇円